② ＥＴＣ前納割引
イ 割引をする自動車
ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。
ロ 割引率
割引率は14パーセント以下とする。
③ 深夜割引
イ 割引をする自動車
午前０時から午前４時までの間に通行するＥＴＣ車。
ロ 割引率
割引率は30パーセントとする。
ただし、平成26年３月31日までの平日についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。
なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ 適用する期間
平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。
④ 通勤割引
イ 割引をする自動車
午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。
ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。
なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

高速自動車国道第一東海自動車道と本道路を、高速自動車国道第一東海自動車道の海老名インターチェンジ、厚木インターチェンジ又は横浜町田インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と本道路を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
一般国道271号（小田原厚木道路）と本道路を、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率
割引率は50パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ 適用する期間
平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。
⑤ 平日夜間割引
イ 割引をする自動車
平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間。）に通行するＥＴＣ車。
ロ 割引率
割引率は30パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ 適用する期間
平成21年３月30日から平成26年３月31日までとする。
⑥ 平日昼間割引
イ 割引をする自動車
平日の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。
ロ 割引率
割引率は30パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ 適用する期間
平成21年７月８日から平成26年３月31日までとする。
⑦ 休日昼間割引
イ 割引をする自動車
休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、普通車。
ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。
なお、④イの表に定める場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。
ロ 割引率
割引率は50パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ 適用する期間
平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。
⑧ 休日特別割引
イ 割引をする自動車
休日（１月２日及び３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に通行するＥＴＣ車のうち、普通車。
ロ 割引率
割引率は50パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ 適用する期間
平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。
⑨ 障害者割引
イ 割引をする自動車
手帳に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。
㈠ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。